

公開見積合せにおける使用済み自動車売払いの参加資格条件変更 の試行実施について

本市では、消防車両や大型特殊自動車等を除く一部の車両の公開見積合せにおける売払いについて、下記のとおり、参加資格条件変更を試行的に実施します。

記

1 仕様書等の公開

(1) 仕様書等の公開及び見積書等の提出期間

毎月第2又は第3火曜日の午前10時からその翌週木曜日の午後4時まで

(2) 公開場所

札幌市ホームページ内の入札情報サービス（P P I）において公開する。

なお、案件は予告なく中止又は変更される場合があること。

2 参加資格

次の事業者又は個人とする。

(1) 札幌市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録のある者 で、用途に応じ許可等が必要な場合においては、その許可等を得ていること。

(2) 札幌市に住所を有する個人のうち成年者で次の要件をすべて満たしている者

ア 市税を滞納していないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

エ 過去の売払いにおいて、正当な理由がなく契約を締結せず、または契約内容を履行しなかった者で当該事実があった後、2年を経過していない者でないこと。

オ 札幌市職員でないこと。

カ 用途に応じ許可等が必要な場合においては、その許可等を得ていること。

3 参加の手順

(1) 事業者の場合

ア 名簿（物品・役務）に登録している者

見積書提出期間内に電子入札システムにより見積書を提出すること。

見積書送信時には、内訳書を添付すること。

イ 名簿（物品・役務以外にのみ）に登録している者

見積書提出期間内に紙により見積書を提出すること（送付の場合は必着のこと）。見積書提出時には、内訳書を添付すること。見積書の書き方は、下記（２）イのとおり。

（２）個人の場合

ア 提出書類

見積書提出期間内に以下の書類を財政局管財部契約管理課まで提出すること（送付の場合は必着のこと）。なお、見積書の提出は同一月につき１件に限る。また、提出書類は返却しない。

（ア）見積合せ参加申込書（別紙１）

（イ）見積書（内訳書添付）及び封筒（別紙２）

（ウ）免許証の写し等、住所・氏名が確認できるもの

（エ）納税証明書（指名願用。発行後３か月以内のもの）（別紙３）

（オ）使用印鑑届出書（別紙４）

（カ）札幌市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく誓約書（別紙５）

イ 見積書の書き方等

（ア）見積書には見積金額、くじ番号、案件名、見積日、見積者の住所及び氏名を記入の上、押印すること。

（イ）見積金額は、算用数字でペン又はボールペンで記入し、消費税及び地方消費税を含まない額を記入すること。

（ウ）見積書を直接提出する場合には、封筒に入れ割印をし、内訳書を同封し下記 10 の担当課に提出すること。また、封筒の表面に案件名、件名、見積者の住所・氏名・連絡先及び見積書在中と記入すること。

（エ）見積書を送付により提出する場合には、二重封筒とすること。見積書及び内訳書を入れる封筒は上記（ウ）のとおり記入すること。また、見積合せ参加申込書等を入れる外封筒には見積者の住所・氏名・連絡先を記入し、下記 10 の担当課あて送付すること。

（オ）いったん提出した見積書は、書換え、引換え又は撤回をすることができないこと。

ウ 北海道警察本部への照会

暴力団員に該当しないことについて、北海道警察本部へ照会により確認する。

4 無効となる見積

次の見積は無効とする。

- (1) 自己がしたと他人の代理をしたとにかかわらず、同一の者がした2通以上の見積
- (2) 見積に関し不正の行為をした者の見積
- (3) その他見積に関する条件に違反した見積
- (4) 紙により見積書を提出した場合には、さらに次に掲げる見積
 - ア 見積の見積者（代理人）の記名又は押印がなされていない見積
 - イ 見積書の見積金額を訂正した見積
 - ウ 見積書の記載事項（名称、金額、年月日等）の漏れ、誤記等により内容が確認できない見積

5 契約予定者の決定

- (1) 見積書提出期限の午後4時15分以降、電子入札システムにより開披を行い、予定価格の制限の範囲内で見積した者のうち、最高の価格を提示した者を契約予定者とする。
- (2) 契約予定者となるべき同価の見積をした者が2人以上いる場合は、直ちに、電子入札システムのくじにより契約予定者を決定するものとする。
- (3) 予定価格の制限の範囲内での見積がない場合は、2回を限度に再度の見積合せを行うことができるものとする。
- (4) 再度の見積合せを行った者が予定価格に達しなかった場合、見積価格が最も高額であった者から順次交渉できるものとする。
- (5) 契約予定者が、次に掲げる事由により契約の相手方として不適当であると認められたときは、見積を無効とし、次点の者を契約予定者としてすることができるものとする。
 - ア 経営状態が著しく不健全であるとき
 - イ 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止の措置を受けたとき
 - ウ その他契約を締結し難い重大な事由があるとき

6 契約の相手方の決定

- (1) 契約の相手方の決定に当たっては、次の書類提出を条件とする。
 - ア 解体する場合
使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）に基づく引取業者登録通知書（写）
 - イ 再利用する場合

再利用に関する誓約書（別紙 7）

ウ 転売する場合

（ア）古物商許可証（写）

（イ）再利用に関する誓約書（別紙 7）

- （2）契約の相手方の決定後、財政局管財部契約管理課より契約の相手方に通知する。
- （3）結果は、札幌市ホームページ内の入札情報サービス（P P I）において公開する。

7 契約の締結及び売買代金の納付

- （1）契約の締結は、契約の相手方の決定の通知から 5 日以内に行うこと。契約の相手方が個人の場合、金額にかかわらず契約書（別紙 6）を取り交わすこと。なお、契約の相手方が事業者の場合は、他の公開見積合せにおける売払いと同様に請書による場合があること。
- （2）契約金額は、見積書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した金額となる。
- （3）契約の締結に際し、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を契約保証金として納付しなければならない。ただし、契約締結時に売買代金を即納する等、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。
- （4）売買代金は、契約の締結後 5 日以内に納付すること。なお、契約保証金を納付した場合には、その全額を売買代金の一部に充当する。

8 引渡し

- （1）売買代金の納付を確認後、財政局管財部契約管理課から物品引渡指図書兼受領書を交付する。交付後、仕様書に記載の担当者に連絡し日程調整のうえ、速やかに引き取ること。運搬等の一切の費用は、受注者の負担とする。
- （2）引渡し後は、次の区分に応じ報告等を行うこと。
 - ア 解体する場合
仕様書に記載する自動車リサイクル法に基づく引取報告等
 - イ 再利用又は転売する場合
（ア）引渡した車両に市のロゴやマーク等がついている場合、車両の引取日翌日から起算して 60 日以内にそのすべてを除去（上塗り不可）し、また、除去したことがわかる書類を提出すること。譲渡証明書等はロゴ等の除去を確認後に交付する。

(イ) 関係法令を遵守し名義変更手続きを行うこと。また、名義変更手続き完了後は、速やかに所有者の変更手続きを行ったことを証明する自動車検査証（写）等の書類を提出すること。

9 契約の解除等

- (1) 受注者が契約に定める義務を履行しないとき、暴力団員又は札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団関係事業者」という。）に該当することが判明したときは、催告せずに契約を解除することができる。
- (2) 受注者が暴力団員又は暴力団関係事業者に該当することが判明したときは、受注者は、売買代金の100分の10に相当する金額を違約金として支払わなければならない。
- (3) 契約を解除した場合、受領済みの売買代金を除く、契約保証金及び違約金その他この契約において受注者が負担した一切の費用は返還しない。

10 担当課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課物品契約担当（電話 011-211-2152）

11 関係書類

- (1) 別紙1：見積合せ参加申込書
- (2) 別紙2：見積書（内訳書添付）及び封筒
- (3) 別紙3：納税証明請求書
- (4) 別紙4：使用印鑑届出書
- (5) 別紙5：札幌市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく誓約書
- (6) 別紙6：契約書（案）（個人の場合）
- (7) 別紙7：再利用に関する誓約書
- (8) 別紙8：関係法令等（抜粋）

見積合せ参加申込書

平成 年 月 日

(あて先) 札幌市長

平成 年 月 日～平成 年 月 日に行われる使用済み自動車の売払いについて、見積合せに参加したいので申し込みます。

記

1 案件名

2 申込者

フリガナ
住 所

フリガナ
氏 名

印

連絡先

3 添付書類

- (1) 運転免許証の写し等、住所・氏名が確認できるもの
- (2) 使用印鑑届出書
- (3) 納税証明書（指名願用。発行後3か月以内のもの）
- (4) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく誓約書

4 誓約事項

上記1の見積合せにつき、次に掲げる事項を誓約します。

- (1) 申込書及び関係書類に記載した事項に相違ないこと
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと
- (3) 札幌市職員でないこと
- (4) 仕様書及び契約条件等を十分に理解していること

見 積 書

見積金額	金			円
くじ番号				※3桁の数字を必ず記入すること。
案 件 名				

上記のとおり、仕様書等の書類を熟覧のうえ札幌市契約規則等を遵守し、見積します。

平成 年 月 日

(あて先)
札幌市長

住 所
見積者
氏 名 印

代理人 氏 名 印

- 備考 1 見積書は、封筒に入れて提出すること。また、内訳書を同封すること。
2 見積金額は、算用数字でペン又はボールペンで記入し、消費税及び地方消費税を含まない額を記入すること。

見 積 書

見積金額	金 5 4 3 , 2 1 0 円			
くじ番号	1	2	3	※3桁の数字を必ず記入すること。
案件名	使用済み自動車 (〇〇)			

上記のとおり、仕様書等の書面を添付し、併せて札幌市契約規則等を遵守し、見積します。

任意の3桁の数字を記入。記入していない場合は、「000」と記入されたものとみなす。

平成27年〇月〇日

(あて先)
札幌市長

住所 札幌市〇〇区△△
見積者

氏名 〇〇 □□ 印

代理人 氏名 印

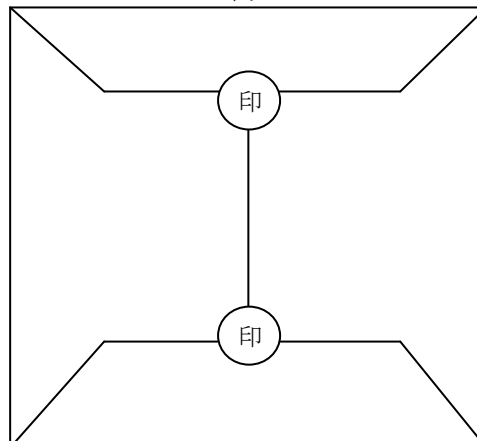
- 備考 1 見積書は、封筒に入れて提出すること。また、内訳書を同封すること。
2 見積金額は、算用数字でペン又はボールペンで記入し、消費税及び地方消費税を含まない額を記入すること。

○見積書及び内訳書を入れる封筒

表

見積書在中
案件名 使用済み自動車 (〇〇)
見積者 札幌市〇〇区△△
連絡先 ××

裏



各市税事務所又は札幌市役所本庁 2 階の税証明窓口で請求すること。

本人、代理人にかかわらず、本人確認書類の提示が必要となること。

所得（市・道民税）証明・納税証明・課税証明請求書

年 月 日

どなたの証明が必要ですか。

現住所

1月1日の住所

フリガナ

氏名

生年月日

明・大・昭・平 年 月 日

(法人の場合のみ代表者印が必要です。)

印

現住所が1月1日の住所と異なる場合のみ記入すること。

ほかに同居の親族の方の証明書が必要な場合は

フリガナ

氏名

年 月 日生

フリガナ

氏名

年 月 日生

日生

代理人が請求する場合は、記入すること。また、同居する親族以外は委任状が必要となること。

窓口に来られた方

(本人が来られた場合は、記入不要です。)

住所

フリガナ

氏名

電話 ()

(法人の場合のみ代表者印が必要です。)

代理人

同居の親族 (続柄)

その他

印

使用目的

(口内に✓印を記入してください。)

- 融資申込 保証人 扶養認定 公的年金の受給 車両登録 軽自動車車検 公営住宅
- 指名願 学校関係 その他 ()

必要な証明の種類など

(口内に✓印を記入し、必要な年数と通数を記入してください。)

証明種類	証明項目(税目)	年度・通数
<input type="checkbox"/> 所得(市・道民税)証明	<input type="checkbox"/> 所得金額のみ <input type="checkbox"/> 所得金額と市・道民税額と控除の内訳 <input type="checkbox"/> 所得金額と市・道民税額	平成_____年1月1日から12月31日までの所得(____年度) _____通
<input type="checkbox"/> 納税証明 (課税額と納付状況)	<input type="checkbox"/> 市・道民税 <input type="checkbox"/> 特別土地保有税 <input type="checkbox"/> 法人市民税 <input type="checkbox"/> 事業所税 事業年度(平成 年 月 日から平成 年 月 日まで) <input type="checkbox"/> 軽自動車税 (____区)	_____年度 _____通
<input type="checkbox"/> 課税証明 (課税額のみ)	<input type="checkbox"/> 固定資産税(土地・家屋分) _____区課税分 <input type="checkbox"/> 固定資産税(償却資産分) _____区課税分 <input type="checkbox"/> その他(____税)	

記入不用

以下は記入しないでください。

受付	作成	交付	確認	備考	証明件数	手数料
			免許証 保険証 身分証 その他		市・道民税 件 課税 件 納税 件	件×400円 円 免除

(注意) ○法人の場合は「現住所」欄に所在地を、「1月1日の住所」欄に本店所在地を、また、「氏名」欄に法人名及び代表者氏名を記入してください。
 ○窓口に来られた方は、運転免許証又は健康保険証等、お名前が確認できるものが必要です。
 ○代理人の場合には「委任状」が必要です。ただし、代理人が本人と同居する親族である場合には、「委任状」は不要です。

所得（市・道民税）証明・納税証明・課税証明請求書

年 月 日

どなたの証明が必要ですか。

現住所

電話（ ）

1月1日の住所

フリガナ

(法人の場合のみ代表者印が必要です。)

氏 名



生年月日

明・大・昭・平 年 月 日

ほかに同居の親族の方の証明書が必要な場合は、その氏名をお書きください。

フリガナ

氏 名

年 月 日生

フリガナ

氏 名

年 月 日生

フリガナ

氏 名

年 月 日生

窓口に来られた方

(本人が来られた場合は、記入不要です。)

住 所

電話（ ）

フリガナ

(法人の場合のみ代表者印が必要です。) 代理人

氏 名



同居の親族(続柄)

その他

使用目的

(□内に✓印を記入してください。)

融資申込 保証人 扶養認定 公的年金の受給 車両登録 軽自動車車検 公営住宅

指名願 学校関係 その他 ()

必要な証明の種類など

(□内に✓印を記入し、必要な年数と通数を記入してください。)

証 明 種 類	証 明 項 目 (税 目)	年 度 ・ 通 数
<input type="checkbox"/> 所得(市・道民税)証明	<input type="checkbox"/> 所得金額のみ <input type="checkbox"/> 所得金額と市・道民税額と控除の内訳 <input type="checkbox"/> 所得金額と市・道民税額	平成_____年1月1日 から12月31日までの所得 _____通 (_____年度)
<input type="checkbox"/> 納税証明 (課税額と納付状況)	<input type="checkbox"/> 市・道民税 <input type="checkbox"/> 特別土地保有税 <input type="checkbox"/> 法人市民税 <input type="checkbox"/> 事業所税 事業年度 (平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)	_____年度 _____通
<input type="checkbox"/> 課税証明 (課税額のみ)	<input type="checkbox"/> 軽自動車税(車両番号: _____) <input type="checkbox"/> 固定資産税(土地・家屋分) _____区課税分 <input type="checkbox"/> 固定資産税(償却資産分) _____区課税分 <input type="checkbox"/> その他(_____ 税)	_____年度 _____通

----- 以下は記入しないでください。 -----

受 付	作 成	交 付	確 認	備 考	証 明 件 数	手 数 料
			免許証 保険証 身分証 その他		市・道民税 件 課税 件 納税 件	件×400円 円 免 除

(注意) ○法人の場合は「現住所」欄に所在地を、「1月1日の住所」欄に本店所在地を、また、「氏名」欄に法人名及び代表者氏名を記入してください。
 ○窓口に来られた方は、運転免許証又は健康保険証等、お名前の確認できるものが必要です。
 ○代理人の場合には「委任状」が必要です。ただし、代理人が本人と同居する親族である場合には、「委任状」は不要です。

使用印鑑届出書

平成 年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

以下の案件における見積書、契約書等に使用する印鑑を、次の使用印鑑のとおり定めます。

案件名 _____

使用印鑑押印欄

- 注) 1 個人を特定することができない印は使用できません。
2 印影が鮮明になるように押印してください。
3 インキ浸透印は使用できません。

誓 約 書

平成 年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所 _____

氏 名 _____ 印

連 絡 先 _____

私は、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）に基づき、札幌市が発注する建設工事その他の事務又は事業の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないように、暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

案件名 _____

- 1 私は、この使用済み自動車の売払いに際して、次に掲げる者のいずれにも該当せず、また、今後もこれらの者に該当することはありません。
 - (1) 暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
 - (2) 自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
 - (3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
 - (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。
- 2 私は、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第13条第2項に基づき本誓約書が札幌市から警察その他の関係機関に提供されることに同意します。
- 3 私は、本誓約書に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合又は本誓約書に違反したことにより、札幌市と締結した契約を解除されても異議を申しません。また、これらにより損害が生じた場合であっても、札幌市に対して何らの請求もしません。

契 約 書

物品の名称

数 量
(概算数量)

上記の物品の売払いについて、札幌市（以下「発注者」という。）を売主とし、
（以下「受注者」という。）
を買主として、次のとおり売買契約を締結する。

- 1 契約金額 総 額 金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 2 物品の引取期限 年 月 日までとする。
- 3 物品引渡場所 発注者の指定する場所（ ）
- 4 その他の事項 別添契約約款のとおり

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を所持する。

年 月 日

発注者 札幌市
代表者 市長受注者 住所
氏名

札幌市物品売買契約約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書に記載された物品（以下「物品」という。）の売買契約に関し、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書の内容とする物品の売買契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。

(契約保証金)

第2条 受注者は、この契約の締結と同時に契約金額の100分10に相当する金額を契約保証金として納付しなければならない。ただし、発注者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

(引取の条件)

第3条 受注者は、契約金額の支払い後でなければ、物品を引き取ることができない。

(契約金額の支払い)

第4条 受注者は、契約金額を発注者の発行する納入通知書により契約の締結後5日以内に支払わなければならない。

2 受注者の責めに帰する理由により前項の支払いが遅れたときは、その未納分について期限満了の翌日から起算して支払済みの日までの日数について、札幌市債権管理条例（平成24年条例第3号）第8条の規定に基づき計算した額を違約金として発注者に支払わなければならない。

3 契約保証金を納付した場合には、その全額を売買代金の一部に充当する。

(物品の引渡し)

第5条 契約金額を支払ったときに所有権は移転するものとし、受注者は、物品の引渡しを受けるものとする。

2 前項に規定する引渡しを受けたときは、受注者は、直ちに発注者に対して所定の受領書を提出しなければならない。

(瑕疵担保)

第6条 受注者は、この契約の締結後、数量の増減、その他瑕疵のあるところを発見しても、発注者に対し契約金額の増減若しくは損害賠償請求又は契約解除をすることができない。

(物品の引取遅延の承認)

第7条 受注者は、物品の引取りについて、天災等受注者の責めに帰することができない事由により引取遅延のおそれがあるときは、直ちにその事由を発注者に届け出て遅延の承認を求めなければならない。

(特殊事由による契約の変更又は解除)

第8条 発注者は、法令の規定により又は公用、公共若しくは公益事業の用に供するため、あるいは天災等受注者の責めに帰することができない事由により契約を履行することができないときは、その履行不能の部分について契約を変更し、又は解除することができる。この場合は、受注者は異議を述べないものとし、これがために生ずる損害の賠償を求めることができない。ただし、契約を変更し又は解除した部分に対しては、発注者は、契約金額又は契約単価により算定した代金を返還するものとする。

(危険負担)

第9条 第5条第1項の引渡しの前（第7条の規定に基づき遅延の承認を受けた場合は、当該承認後の日における引渡しの前。）に生じた物品の亡失、き損等は、すべて発注者の負担とする。

(談合行為に対する措置)

第10条 受注者は、この契約に係る見積合せに関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の100分の20に相当する額を発注者に支払わなければならない。この契約による物品の引渡し後においても、同様とする。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。

(2) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項に規定する場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

3 前2項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。
(公序良俗に反する使用の禁止)

第11条 受注者は、この物品を札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用してはならない。

2 受注者は、この物品の所有権を第三者に移転する場合には、前項の使用の禁止義務を承継させるものとし、当該第三者に対して同項の定め反する使用をさせてはならない。

3 受注者は、前項の第三者がこの物品の所有権を移転する場合にも同様に前2項の内容を転得者に承継することを義務付けなければならない。

4 受注者は、この物品を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して第1項の定め反する使用をさせてはならない。この場合において、受注者は、同項の使用の禁止をまぬがれるものではない。

5 受注者は、前項の第三者が新たな第三者にこの物品を使用させる場合も同様に、第1項及び前項の内容を遵守させなければならない。

(実地調査等)

第12条 発注者は、前条に規定する内容に関し、必要があると認めるときは、受注者に対し履行の状況を確認するために質問し、立入検査を行い、帳簿、書類その他の物品を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 受注者は、発注者から要求があるときは、前条に規定する内容に関し、その事実を証する書類その他の資料を添えてこの物品の利用状況等を直ちに発注者に報告しなければならない。

3 受注者は、正当な理由なく前2項に規定する調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(契約の解除等)

第13条 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。

(2) 契約期間内に履行の見込みがないと認められるに至ったとき。

(3) 契約の締結若しくは履行又は見積合せに関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。

(4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、受注者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) その他契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除されたときは、受注者は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として支払わなければならない。

3 第1項の規定により契約が解除された場合については、受注者は、発注者にその損害の賠償を求めることができない。

(返還金等)

第14条 発注者は、この契約を解除したときは、受注者が支払った契約保証金は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金は受注者に返還する。

- (1) 発注者の責めに帰す事由により、契約を解除するとき。
 - (2) 所有権が移転する前において、天災地変により売買物品が滅失又は毀損し、発注者の責任において原状回復することが困難であるとき。
- 2 発注者は、この契約を解除したときは、既に受領済みの売買代金を受注者に返還するものとする。ただし、当該返還金には利息を附さないものとする。
- 3 発注者は、この契約を解除したときは、受注者の負担した契約の費用は返還しない。
- 4 発注者は、この契約を解除したときは、受注者が支払った違約金及び受注者が物品に投じた必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

(損害賠償)

第15条 発注者は、受注者が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を、受注者に請求することができるものとする。

(返還金の相殺)

第16条 発注者は、第14条第2項の規定により売買代金を返還する場合において、受注者が第13条第2項に規定する違約金又は前条に規定する損害賠償金を発注者に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺するものとする。

(裁判管轄)

第17条 この契約に関する訴訟は、発注者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(その他)

第18条 受注者は、この約款に定める事項のほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

- 2 この約款に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年五月三日政令第十六号）抜粋

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成二十五年二月二十六日条例第六号）抜粋

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

第七条 市は、その発注する建設工事その他の市の事務又は事業（次項において「公共事業等」という。）の執行により暴力団を利することとならないよう、暴力団

員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。次項において同じ。）について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

○ 札幌市契約規則(平成4年規則第9号)抜粋

第二十五条 前条の規定にかかわらず、市長は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出したとき。
- 二 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- 三 競争入札の参加資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に本市その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 四 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- 五 随意契約を締結する場合において、契約金額が50万円未満であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 六 物品を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- 七 前各号に定めるもののほか、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと市長が認めるとき。